

## 「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」の導入について

平成28年3月に学校教育法施行規則が改正（平成28年4月1日施行）され、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下「併設型小学校・中学校」という。）が示されました。学校教育法施行規則第79条の9及び11の規定により、平成29年4月から、「併設型小学校・中学校」を導入します。

### 1 導入の目的

小中一貫教育推進ブロック（以下「ブロック」という。）の地域特性や児童生徒の実態に即し、授業時数や教育内容などについて、学習指導要領の枠を柔軟に捉えて教育課程を編成し、学習、生活の両面で9年間一貫した教育活動を実現させます。また、その成果の発信を通して、全市の小中一貫教育を一層充実させることを目的とします。

### 2 導入の背景

#### (1) 本市の小中一貫教育の現状

平成21年度から、全ての中学校区を基本としたブロックで小中一貫教育を推進してきました。各ブロックでは、中学校の教員が小学校で授業を行うなどの授業交流、学校行事や部活動等における児童生徒交流など、9年間を見通した教育活動を展開しています。

一方で、相互理解や連携は進んでいるものの、組織や体制等の確立が不十分でブロックの課題に適切に対応した小中一貫カリキュラムの編成やそれに基づいた実施・評価・改善がなされていないなどの課題も見られます。

#### (2) 国の現状

中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）では、「小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。」と示されています。次期学習指導要領においても小中一貫教育を重視する方向で検討が進んでおり、「どのように学ぶか」といった学び方を小中一貫させることの必要性が挙げられる見通しです。

### 3 主な取組内容（例）

- 教育課程編成の特例の活用によるブロックの特色あるカリキュラムの編成
- 9年間一貫した学び方の確立
- ブロック内の合同組織や体制、運営の仕組等の整備
- 学校運営協議会等を活用した地域との連携・協働の推進強化

### 4 導入ブロック

「併設型小学校・中学校」の取組事例に汎用性をもたせ、市内各ブロックで活用するため、異なる形態のブロックに導入します。

- 西中学校ブロック（西前小）（1中1小のモデル）
- 旭中学校ブロック（中沢小）（1中1小のモデル）
- 高田中学校ブロック（高田小・高田東小）（1中2小のモデル）
- 菅田中学校ブロック（池上小・菅田小・羽沢小）（1中3小のモデル）

【参考】「併設型小学校・中学校」に関する制度の概要

		小中一貫教育推進 ブロック	中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	義務教育学校
修業年限		小学校6年、中学校3年		9年（前期課程6年＋ 後期課程3年）
組織・運営		それぞれの学校に校長、教職員組織		一人の校長、 一つの教職員組織
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 【例】 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定める。 ②学校運営協議会を合同で設置。 ③小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる。	
免許		所属する学校の免許状を保有していること		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能
教育課程		・「9年間で育てる子ども像（姿）」を設定 ・「横浜版学習指導要領」に基づく小中一貫カリキュラムを各ブロックで編成 ・小・中それぞれの学習指導要領に基づく教育課程を編成	・9年間の系統性等に配慮がなされている教育課程の編成 ・9年間の教育目標の設定	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	△ (学校ごとに文部科学大臣の指定が必要)	○	○
	指導内容の入替え・移行	△ (学校ごとに文部科学大臣の指定が必要)	○	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用
名称		○○小学校、○○中学校		○○義務教育学校
設置手続		法律（学校教育法）	市町村教育委員会の規則等	市町村の条例

- ※ 小中一貫教育推進ブロック(139ブロック)の形態  
 ○一中・一小ブロック→15ブロック  
 ○一中・複数小ブロック→120ブロック  
 ○複数中・複数小ブロック→4ブロック

【参考】 学校教育法施行規則 抜粋

第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校

第七十九条の九 同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く。）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携型中学校を除く。）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。

2 前項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校（以下「中学校併設型小学校」という。）及び同項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校（以下「小学校併設型中学校」という。）においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えるものとする。

第七十九条の十一 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。